

【新旧対照表】Anywhere 端末使用規約

【改定前】	【改定後】	備 考
第 1 条(総則) 設置会社(以下「当社」という)の加盟店(以下「甲」という)及び株式会社リンク・プロセッシング(以下「LP」という)専用の信用照会端末(以下「Anywhere 端末」という)を接続する加入電話契約者(以下「乙」という)は、当社と甲の間で締結する Anywhere 端末の設置、使用及び取り外しに係る契約（以下「本契約」という）に関して、本規約に従うことを承認し、これを遵守します。 (新設) 第 2 条(Anywhere 端末の利用目的) 甲及び当社は、甲の店舗において、Anywhere 端末を利用し、当社及び当社以外のカード会社等であって甲との間で加盟店契約を有するもののうち当社が Anywhere 端末の利用を認めた	第 1 条(総則) Anywhere 端末（第 2 条第 1 項で定義します）の使用を申し込む者（以下「甲」といいます）および Anywhere 端末を接続する加入電話契約者(以下「乙」といいます)は、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行又は株式会社関西みらい銀行のうち、甲が加盟店契約を締結する者（以下「当社」といいます）との間で、Anywhere 端末の設置、使用及び取り外しに関し、当社が定める本規約に従うことを承認し、これを遵守します（本規約に基づき成立する当社と甲との契約を「本契約」といいます）。 第 2 条(用語の定義) 本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。 1. 「Anywhere 端末」とは、株式会社リンク・プロセッシング（以下「LP」といいます）提供の信用照会端末であって、加盟店契約に定める「CCT 等」その他の端末として利用することを当社が認めたものをいいます。 2. 「利用カード会社」とは、甲との間で加盟店契約を締結する銀行又はクレジットカード会社等のうち、Anywhere 端末を利用した信用販売（次条で定義します）の対象として当社が認めた事業者をいいます。 3. 「各社の加盟店規約等」とは、当社又は利用カード会社が定める各種の加盟店規約であって、甲に適用されるものをいいます。 第 3 条(Anywhere 端末の利用目的) 甲及び当社は、甲の店舗において、Anywhere 端末を利用し、各社の加盟店規約等に基づいて行われる信用販売（以下「信用販売」といいます）に係る取扱いを自動化することにより、	➤ 端末サービスの定義を追記 ➤ 用語の定義を新設 ➤ 第 2 条定義の新設により表記修正

【新旧対照表】Anywhere 端末使用規約

【改定前】	【改定後】	備 考
もの(以下「利用カード会社」という)の加盟店規約等(以下「各社の加盟店規約等」という)に基づいて行われる信用販売(以下「信用販売」といいます)に係る取扱いを自動化することにより、カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的として本契約を締結します。 第 3 条 (Anywhere 端末の貸与) 第 4 条 (情報登録) 第 5 条 (諸費用の負担及び支払) 第 6 条 (Anywhere 端末の所有権) 第 7 条 (契約の代理) 第 8 条 (Anywhere 端末の使用及び保管に関する義務) 第 9 条 (会員の本人確認と売上票の確認) 3. 甲は、Anywhere 端末の取扱いにあたり、Anywhere 端末より暗証番号の入力を要求されず、かつ Anywhere 端末売上票(第 12 条第 1 項で定義する。以下同じ。)に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、利用されたクレジットカード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行うものとします。 4. 甲は、Anywhere 端末売上票について、その発行の都度、会員番号、売上金額及び支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとします。 第 10 条 (会員の暗証番号失念時等の対応) 第 11 条 (無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ) (新設)	カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的として本契約を締結します。 第 4 条 (Anywhere 端末の貸与) 第 5 条 (情報登録) 第 6 条 (諸費用の負担及び支払) 第 7 条 (Anywhere 端末の所有権) 第 8 条 (契約の代理) 第 9 条 (Anywhere 端末の使用及び保管に関する義務) 第 10 条 (会員の本人確認と売上票の確認) (削除) 第 11 条 (会員の暗証番号失念時等の対応) 第 12 条 (無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ) 第 12 条の 2 (不正利用) 1. 甲及び乙は、偽造カードの使用その他の不正利用ないし犯罪行為が疑われる場合、直ちに、その旨を 当社、LP 及び利用カード会社に対して報告するとともに、その是正、被害拡大	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 ➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 クレジット・セキュリティガイドラインに準じた対応として、暗証番号取引推奨のため削除 ➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 ➤ 不正利用等の発生時について追記

【新旧対照表】Anywhere 端末使用規約

【改定前】	【改定後】	備 考
第 12 条(メッセージ及び手続) 第 13 条(日計表の出力及び照合) 第 14 条(日計照合の不一致) 第 15 条(売上票提出の義務) 甲は、当社又は利用カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、その求めに応じ、速やかに第 9 条第 1 項乃至第 3 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票を当社又は利用カード会社に提出するなどして、信用販売の事実を証明するものとする。	防止及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正、被害拡大防止及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとし、 2. 前項の場合において、Anywhere 端末の機能停止、是正のための調査の実施、被害拡大防止・再発防止の計画の策定及び実施等、当社、LP 又は利用カード会社 から要請があったときは、当該要請に従うとともに、被害届の提出等、捜査機関による犯罪捜査に協力するものとし、 3. 甲及び乙は、第 1 項の場合において、必要な範囲で、Anywhere 端末の一部機能が一時停止等により使用不可となることを予め承諾するものとし、当社、LP 及び利用カード会社は、これにより甲又は乙に生じた損害につき何ら責任を負わないものとし、 4. 甲又は乙が Anywhere 端末の機能を停止しなかった等、第 2 項に定める要請に応じなかった場合、これにより甲又は乙に生じた損害について、当社、LP 又は利用カード会社は一切の責任を負わないものとし、 第 13 条(メッセージ及び手続) 第 14 条(日計表の出力及び照合) 第 15 条(日計照合の不一致) 第 16 条(売上票提出の義務) 甲は、当社又は利用カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、その求めに応じ、速やかに第 10 条第 1 項乃至第 3 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合又は、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合により会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票を当社又は利用カード会社に提出するなどして、信用販売の事実を証明するものとする。	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更

【新旧対照表】Anywhere 端末使用規約

【改定前】	【改定後】	備 考
第 16 条(売上票到着と同一効力の発生時期) 1. 甲が Anywhere 端末を使用し、日計照合により確認された当社又は利用カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、Anywhere 端末より LP 経由で当社又は利用カード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づき行うものとする。精算にあたっては、第 9 条第 1 項乃至第 3 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名を行った時点で、会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票が当社又は当該利用カード会社に到着したものとみなします。	第 17 条(売上票到着と同一効力の発生時期) 1. 甲が Anywhere 端末を使用し、日計照合により確認された当社又は利用カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、Anywhere 端末より LP 経由で当社又は利用カード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づき行うものとする。精算にあたっては、第 10 条第 1 項乃至第 3 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合又は、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合を行った時点で、会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票が当社又は当該利用カード会社に到着したものとみなします。	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 暗証番号取引推奨のため署名の削除
第 17 条(信用販売代金の精算)	第 18 条(信用販売代金の精算)	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更
第 18 条(効力の取消し) 1. 甲が、第 15 条に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票を提出できず信用販売の事実を証明できない場合は、当該売上票の第 16 条の効力は当然かつ遡及的に取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当社又は利用カード会社に返還するものとします。 (省略) 3. 第 16 条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計照合時に遡って効力の発生がなかったものとします。	第 19 条(効力の取消し) 1. 甲が、第 16 条に定める Anywhere 端末による暗証番号照合又は携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合により会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票を提出できず信用販売の事実を証明できない場合は、当該売上票の第 17 条の効力は当然かつ遡及的に取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当社又は利用カード会社に返還するものとします。 (省略) 3. 第 17 条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計照合時に遡って効力の発生がなかったものとします。	➤ 条項追加に伴い条項番号の変更 暗証番号取引推奨のため署名の削除 ➤ 条項追加に伴い条項番号の変更

【新旧対照表】Anywhere 端末使用規約

【改定前】	【改定後】	備 考
第 19 条(障害時の手続) 1. 甲は、Anywhere 端末の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、Anywhere 端末の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票(以下「インプリンター用売上票」という)にて売上処理するものとします。 (1) Anywhere 端末が故障した場合 (2) 利用カード会社センター(加盟店業務管理システムである GMO-PG をいう) 又はネットワークに障害が発生した場合 (省略) 第 28 条(規約の改定及び承認) 2. 当社は、本規約を改定する場合には、改定した新規約変更内容を当社が適切と判断する方法により甲に送付するものとし、甲がその送付を受けた後に Anywhere 端末を使用した場合には、甲及び乙は、新規約を承認したものとみなします。 (省略) 第 32 条(無線通信サービスについて) 3. 本規約第 19 条第 1 項に下記を追記して適用します。	第 20 条(障害時の手続) 1. 甲は、Anywhere 端末の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、Anywhere 端末の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票(以下「インプリンター用売上票」という)にて売上処理するものとします。 (1) Anywhere 端末が故障した場合 (2) 利用カード会社センター又はネットワークに障害が発生した場合 (省略) 第 28 条(規約の改定及び承認) 2. 変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、加盟店に通知し、または当社のホームページ上にて告知します。本規約の変更は、変更後の規約の末尾に記載する改定日より効力を生じるものとします。甲が改定日後に Anywhere 端末を使用した場合には、甲及び乙は、新規約を承認したものとみなします。 (省略) 第 32 条(無線通信サービスについて) 3. 本規約第 20 条第 1 項に下記を追記して適用します。	➤ 規約改定時の周知について追記 ➤ 条項追加に伴い条項番号の変更

以 上